



愛媛県報

令和7年4月30日水曜日 第605号

発行 愛媛県

◇ 目 次 ◇ 告 示

- 救急病院の撤回.....（医療対策課）... 376
- 港湾施設の概要.....（港湾海岸課）... 376
- 委任した指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更.....（建築住宅課）... 376
- 土地改良区役員の就退任の届出（4件）.....（東予地方局農村整備課）... 376
- 土地改良区の定款変更の認可（4件）.....（"）... 377
- 道路の区域変更（県道金生三島線）.....（東予地方局四国中央土木事務所）... 377
- 道路の供用開始（県道上分三島線）.....（"）... 378

選挙管理委員会告示

- 直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数.....（選挙管理委員会）... 378

告 示

○愛媛県告示第391号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院でなくなった。

令和7年4月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在 地	開 設 者 名
西予市立野村病院	西予市野村町野村9番53番地	西 予 市

○愛媛県告示第392号

港湾法（昭和25年法律第218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定に基づき、宮浦港及び弓削港港湾施設の概要を次のとおり公示する。

令和7年4月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

宮浦港

種 類	位 置	数 量 及 び 能 力
給電給水設備	今治市大三島町宮浦5716番地先	給水能力 毎分0.065立方メートル 給電能力 200V50A 数量 1基

弓削港

種 類	位 置	数 量 及 び 能 力
給電給水設備	越智郡上島町弓削下弓削209番7地先	給水能力 毎分0.065立方メートル 給電能力 200V50A 数量 1基
給電給水設備	越智郡上島町弓削下弓削1042番地先	給水能力 毎分0.065立方メートル 給電能力 200V50A 数量 1基

○愛媛県告示第393号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があった。

令和7年4月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 名称及び住所

一般財団法人日本建築センター

東京都千代田区神田錦町一丁目9番地

2 変更する構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

（1）変更前

大阪事務所 大阪府大阪市中央区南本町一丁目7番15号

（2）変更後

大阪事務所 大阪府大阪市中央区本町一丁目4番8号

3 変更年月日

令和7年4月30日

○愛媛県告示第394号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、新居浜市新居浜土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和7年4月30日

愛媛県東予地方局長 河 上 芳 一

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	白 石 初太郎	新居浜市徳常町3番11号
"	白 石 佳 久	新居浜市港町8番7号
"	日 野 幸 子	新居浜市中須賀町1丁目2番29号
"	加 藤 正 二	新居浜市西原町2丁目3番26号
監 事	白 石 和 久	新居浜市西町5番28号
"	白 石 泰 弘	新居浜市泉池町11番4号
"	片 上 幸 二	新居浜市久保田町3丁目7番60号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	白 石 初太郎	新居浜市徳常町 3 番11号
〃	白 石 佳 久	新居浜市港町 8 番 7 号
〃	宮 崎 富 好	新居浜市港町 7 番11号
〃	白 石 砂千子	新居浜市徳常町 4 番38号
〃	日 野 幸 子	新居浜市中須賀町 1 丁目 2 番29号
監 事	白 石 和 久	新居浜市西町 5 番28号
〃	白 石 泰 弘	新居浜市泉池町11番 4 号
〃	片 上 幸 二	新居浜市久保田町 3 丁目 7 番60号

○愛媛県告示第395号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、新居浜市洪水土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和 7 年 4 月 30 日

愛媛県東予地方局長 河 上 芳 一

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	直 野 新 吾	新居浜市北内町一丁目16番28号
監 事	高 橋 頼 政	新居浜市外山町17番23号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	小 野 光 廣	新居浜市吉岡町13番32号
監 事	神 野 善 英	新居浜市久保田町二丁目 7 番 3 号

○愛媛県告示第396号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、新居浜市上泉川土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和 7 年 4 月 30 日

愛媛県東予地方局長 河 上 芳 一

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
監 事	千 葉 順 一	新居浜市西喜光地町 4 番23号

○愛媛県告示第402号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

令和 7 年 4 月 30 日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第397号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、道前平野土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和 7 年 4 月 30 日

愛媛県東予地方局長 河 上 芳 一

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	高 橋 敏 明	西条市神拝乙28番地 2

○愛媛県告示第398号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、道前平野土地改良区の定款の変更を認可した。

令和 7 年 4 月 30 日

愛媛県東予地方局長 河 上 芳 一

○愛媛県告示第399号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、新居浜市上泉川土地改良区の定款の変更を認可した。

令和 7 年 4 月 30 日

愛媛県東予地方局長 河 上 芳 一

○愛媛県告示第400号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、新居浜市新居浜土地改良区の定款の変更を認可した。

令和 7 年 4 月 30 日

愛媛県東予地方局長 河 上 芳 一

○愛媛県告示第401号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、新居浜市洪水土地改良区の定款の変更を認可した。

令和 7 年 4 月 30 日

愛媛県東予地方局長 河 上 芳 一

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	金生三島線	四国中央市村松町字神楽縄153番4地先から 同町字横田縄479番5地先まで	旧	メートル 6.7～9.8	キロメートル 0.180	
			新	7.7～17.5	0.179	

○愛媛県告示第403号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
令和7年4月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	上分三島線	四国中央市三島中央五丁目字木瓜1622番19から 同市三島中央五丁目字木瓜1625番7まで	令和7年4月30日

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第33号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。
令和7年4月30日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 三 好 賢 治

- 1 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数
- (1) 選挙権を有する者の総数 1,101,008
- (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 22,021
- (3) 80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 237,626
- 2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

四 国 中 央 市	68,959	22,987
西 予 市	29,341	9,781
東 温 市	27,745	9,249

選 挙 区 別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数 （松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）
伊 予 郡	42,399	14,133
南 宇 和 郡	16,677	5,559
松山市・上浮穴郡	425,554	137,593
今治市・越智郡	129,990	43,330
宇和島市・北宇和郡	69,529	23,177
八幡浜市・西宇和郡	33,065	11,022
新 居 浜 市	94,701	31,567
西 条 市	86,853	28,951
大 洲 市・喜多郡	46,340	15,447
伊 予 市	29,855	9,952